

要 請 文

先般、アメリカがロシアとの中距離核戦力（I N F）全廃条約の破棄を通告し、両国が同条約の履行停止を発表したとの報に接しました。

核軍縮分野において特定兵器の全廃を史上初めて盛り込み、冷戦終結を後押ししたこの条約の意義深さに鑑みると、地球上に存在する核兵器の9割以上を保有する米ロ両国間の条約が、代替措置なしに、撤廃されれば、新たな核軍拡競争の始まりと核兵器使用のリスクの高まりが危惧され、世界の緊張を再び高めるのではないかと憂慮しております。

両国政府に対しては、核兵器不拡散条約（N P T）加盟国として、N P T 6条の核軍縮義務に立ち返り、引き続き、条約破棄の回避に向けた交渉を粘り強く行うよう、広島県民を代表して、要請いたしました。

日本政府におかれましても、唯一の被爆国の代表として、原子爆弾による破壊を経験した広島県民の核兵器廃絶への強い思いを真摯に受け止め、両国が、条約破棄の回避に向けた交渉を粘り強く行うための橋渡しの役割を果たすよう、努力していただくことを期待しております。

平成 31 年 2 月 14 日

広 島 県 知 事